

## 公募型指名競争入札実施要領

倉吉市が発注する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条に定める工事(以下「建設工事」という。)の公募型指名競争入札(以下「公募型入札」という。)の実施に係る手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

### 1 対象工事

公募型入札は、次のいずれかを満たす建設工事を対象に実施するものとする。

- (1) 工事規模が1億円以上である工事
- (2) 技術的難易度の高い工事(トンネル工事、橋梁上部工、地盤改良工事等)
- (3) その他、公募型指名競争入札に付することが妥当と判断される工事

### 2 技術資料の収集

倉吉市建設工事指名業者選定要綱(以下「要綱」という。)に基づき建設工事入札参加資格の認定を受けている者のうち、技術資料の提出を求める対象者の範囲を決定した上で、4の技術資料の提出を求めるものとする。

### 3 技術資料の収集に係る公告

公募により4の技術資料を収集しようとする場合においては、次に掲げる事項を含む公告を行うものとする。

公告に明示する事項	内容に関する留意事項
1 工事の概要 (1) 工事名 (2) 工事場所 (3) 工事内容 (4) 工事規模・構造等 (5) 工 期 (6) 予定価格	① 工事内容については、工種、構造、規模等を記述すること。 ② また、工事の施工に必要とされる技術的な能力、あるいは要件を示す具体的な情報の記述に配慮すること。
2 技術資料の提出を求める対象者に関する事項 (1) 技術資料の提出者の資格  (2) 格付等級・経審点数  (3) 営業所の所在地	① 技術資料の提出ができる者の資格等(指名競争入札の参加者の資格、指名停止の期間中ではない者等)を具体的に明記する。 ① 各工事の規模、技術的特性等を勘案して、建設業者の施工能力及び工事の質を確保する観点から必要なものとする。 ① 必要に応じて本店・支店の営業所所在地の要件を設定すること。

<p>(4) 同種工事の施工実績</p> <p>(5) 資格・経験を有する技術者の配置</p>	<p>① 必要な程度を越えて厳しい条件を設定して競争参加者を限定することのないよう、技術的観点から真に必要なもののみとすること。</p> <p>② 同種工事として認める工事の範囲の設定にあたっては、施工上の技術的特性を勘案した上で支障がないと認める場合には、類似の工法によるものを含めることとしたり、発注工事の規模よりも小規模なものを認めることとする等、弾力的な運用を図ること。</p> <p>① 技術者の施工実績を条件とする場合は技術的難易度の高い工事、困難な作業条件の下で施工する工事等の場合を除き、経験時における主任技術者、監理技術者等の役職による限定を設けないこと。</p>
<p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付方法</p> <p>(2) 技術資料の提出方法</p> <p>(3) 技術資料の審査に関する事項</p>	<p>① 技術資料作成要領を入札参加希望者に交付する。交付期間(公告の日から)、交付場所及び申し込み方法を明示すること。</p> <p>① 技術資料の提出期間、提出場所及び提出方法を明記すること。提出に当たっては、原則として持参させるものとする。</p> <p>① 提出された技術資料に基づき、審査し、指名する旨を明記する。</p>
<p>4 その他必要と認める事項</p>	<p>① 関連情報を入手するための照会窓口等その他実施上の留意事項を明記すること。</p>

#### 4 技術資料の内容

技術資料に記載する内容は、次に掲げるもののうちから、当該工事の特性に応じて定めるものとする。

記 載 事 項	内容に関する留意事項
<p>1 同種工事の施工実績</p>	<p>① 同種工事の判断基準(工種、諸元等)を明示した上で、過去10年間に完成した工事の中から代表的なものを記載させることとし、記載数の上限(3件まで等)を明記すること。</p> <p>② 類似工事の実績は、同種工事の実績が少ない場合のみに記載するよう明示すること。この場合、類似工事の判断基準(工種、諸元等)を明示すること。</p> <p>③ 施工実績は、工事名、発注機関名、施工場所、工期及び請負金額のほか、工事概要、技術的特性等を必要に応じて記載させること。</p>

	<p>④ 共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものにかぎるものとする。</p> <p>⑤ 確認書類として契約書及び仕様書の写し(共同企業体による施工の場合はその協定書の写しも含む。)又は工事实績サービスの基づく工事カルテの登録実績の出力票等を添付させること。</p>
2 配置予定技術者	<p>① 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は複数の候補者を記入することができることを技術資料作成要領に明記すること。</p> <p>② 予定技術者の工事経験については、同種 工事等の条件を明記するとともに記載条件の上限(2件まで等)を明示すること。</p> <p>③ 3ヵ月以上の継続雇用者に限る旨を明記すること。</p> <p>④ 確認書類として資格証の写し及び健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得認定通知書の写し等を添付させること。</p>
3 その他必要と認める事項	

## 5 技術資料作成要領

3の技術資料作成要領には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 工事概要の詳細な情報(必要に応じて一般構造図等を添付する。)
- (2) 4の技術資料の内容、記入要領、提出方法等に関する事項
- (3) 技術審査における評価項目及び評価の着目点に関する事項
- (4) 入札に参加しようとする者の指名に関する事項
- (5) その他入札実施の留意事項

## 6 特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い

### (1) 応募資格

特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)の代表者以外の構成員に係る応募資格については、必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る施工実績の要件に比べて緩和することができる。

### (2) 同種工事の施工実績

共同企業体の代表者以外の構成員に係る施工実績に係る要件については、必要な施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認められる範囲で、代表者に係る施工実績の要件に比べて緩和することができる。

### (3) 入札参加資格確認書

次により、共同企業体に係る入札参加資格確認書を技術資料と同時に提出させること。  
提出部数は各1部とする。

提出書類	内容に関する留意事項
1 共同企業体入札参加資格確認書 2 共同企業体経営規模総括表 3 共同企業体協定書の副本 4 誓約書	経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書に基づき記載し、同通知書を添付する記載すること。 印影の鮮明なものとする。

## 7 入札参加資格要件の決定等

公告内容及び技術資料(共同企業体に参加する入札にあつては、前項第3項の規定により提出された入札参加資格確認書を含む。以下同じ)の内容については、管理計画課が当該工事を主管課と協議により案を作成し、要綱第6条に定める審査委員会に諮り決定するものとする。

## 8 技術資料の審査及び指名業者の選定

- (1) 管理計画課は、提出された技術資料を評価の上、適宜審査表を作成し、審査委員会に諮るものとする。
- (2) 審査委員会は、提出された技術資料について総合的に審査し、指名業者を決定するものとする。
- (3) 入札参加資格の確認については、入札参加資格申請書及び技術資料により行うものとする。
- (4) 公募により広く入札参加希望者を募る入札方法であることから、不必要に厳格な絞り込みは行わないものとする。
- (5) 技術資料を提出する者が1社のみの場合、当該入札を中止するものとする。

## 9 不指名

次に掲げる者は、指名業者に選定しない。

- (1) 応募資格を満たしていない者
- (2) 市が発注した工事の施工が遅れている者
- (3) 経営内容が著しく不健全であると認める者
- (4) 賃金の支払等労働福祉の状況が著しく不健全と認められる者
- (5) 審査委員会が公共工事の受注者としてふさわしくない状況にあると認めた者

## 10 非指名通知等

- (1) 技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を書面により通知するものとする。
- (2) 前号の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(倉吉市の休日を定める条例(平成元年倉吉市条例第2号)第2条に規定する倉吉市の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に、書面により、市長に対して非指名理由についての説明を求められることができるものとする。
- (3) 市長は、非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答するものとする。

## 11 実施上の注意事項

- (1) 手続きの標準日数は、別紙に示す参考日数を標準とする。
- (2) 技術資料が提出されることをもって、提出者に入札参加意欲があるものとみなす。
- (3) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とするものとする。

- (4) 技術資料その他の提出された書類は、返却しないこととする。
- (5) 技術資料は、提出者に無断で使用しないものとする。
- (6) 第2号から第5号までに掲げる事項については、5の技術資料作成要領において明らかにするものとする。
- (7) 誤記等の訂正のための資料の差替えは、審査委員会の判断による。
- (8) 技術資料を提出した業者名は指名業者の決定までは公表しない。

## 12 提出書類の様式

提出書類の様式については、5の技術資料作成要領において明らかにするものとする。

### 附 則

この要領は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成 14 年 7 月 15 日から施行する。

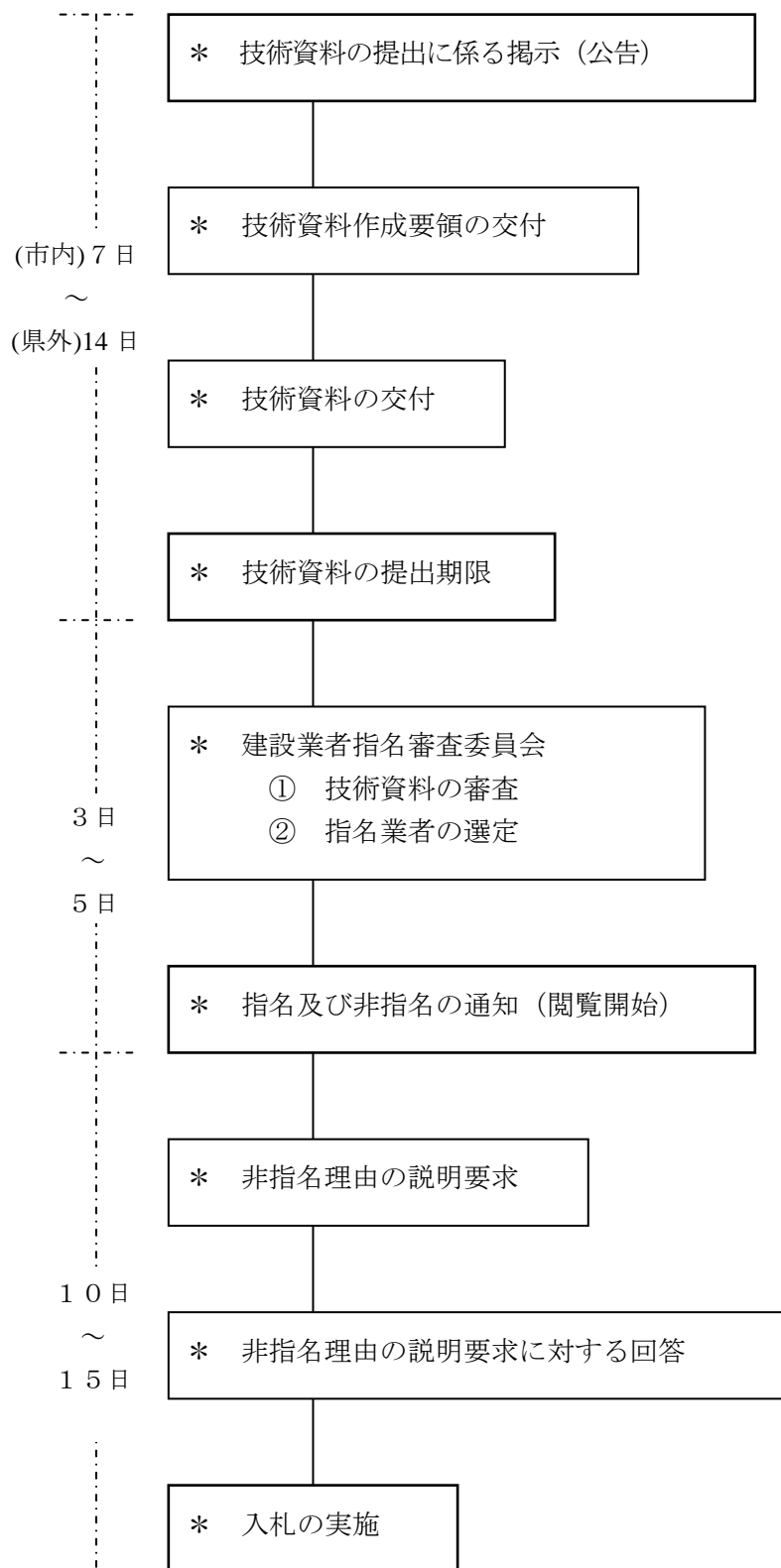
### 附 則

この改正は、平成 18 年 4 月 14 日から施行する。

### 附 則

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 手続の標準日数



(注) 上記日数は標準的日数で、休日を含まない。